

答申第116号
平成28年8月12日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づき、平成28年7月19日付佐市教委社教第121号により諮問がありました「佐賀市青少年センターへの監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、個人情報の取り扱いには慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。